

契約概要

⇒ P.1

契約概要 は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報

⇒ P.5

注意喚起情報 は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

この **契約概要** **注意喚起情報** はご契約に伴う重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項について記載しておりますので、内容を十分にご確認ください。

ただし、すべての重要事項や契約情報が記載されているわけではありません。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定まります。

ご契約のしおり(抜粋) とともに**必ず内容をお読みいただき、ご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。**

ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項につき被保険者となる方にも必ずご説明ください。

ご契約のしおり（抜粋）

⇒ P.8

ご契約のしおり(抜粋) は、申込書類受領後にお届けする **「ご契約のしおり・約款」**の中から、お客さまにとって特に大切と思われる部分をまとめた書面です。

申込書などに記入される前に、是非ご一読いただき内容を十分ご確認くださいませようお願いします。

この **契約概要** **注意喚起情報** および **ご契約のしおり(抜粋)** は、「保険証券」および

「ご契約のしおり・約款」 とともに大切に保管してください。

※新医療保険A（エース）は「低・無解約返戻金選択型医療保険（無配当）」の販売名称です。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にご連絡ください

MS&AD 三井住友海上あいおい生命

通販デスク **0120-506-252**

受付時間 ▶ 月～金 9：00～17：00
（土日・祝日・年末年始を除きます）

契約概要

低・無解約返戻金選択型医療保険
(払込期間中無解約返戻金型) 無配当(60日型)

●この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

1 特 徴

- 特徴 **1**

病気やケガによる約款所定の入院・手術等の保障や先進医療の保障を一生涯にわたり確保できる商品です。
- 特徴 **2**

日帰り入院※から保障します。入院5日目までは一律5日分の入院給付金をお受け取りいただけます。
※日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。
- 特徴 **3**

約款所定の三大疾病を直接の原因として入院されたときは、入院給付金を支払限度日数の制限なくお受け取りいただけます。
- 特徴 **4**

払込期間中無解約返戻金型※のため、保険料がお手頃です。
※保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。

2 商品のしくみ

A 基本プランにB・C・Dの組み合わせによる4つのプラン

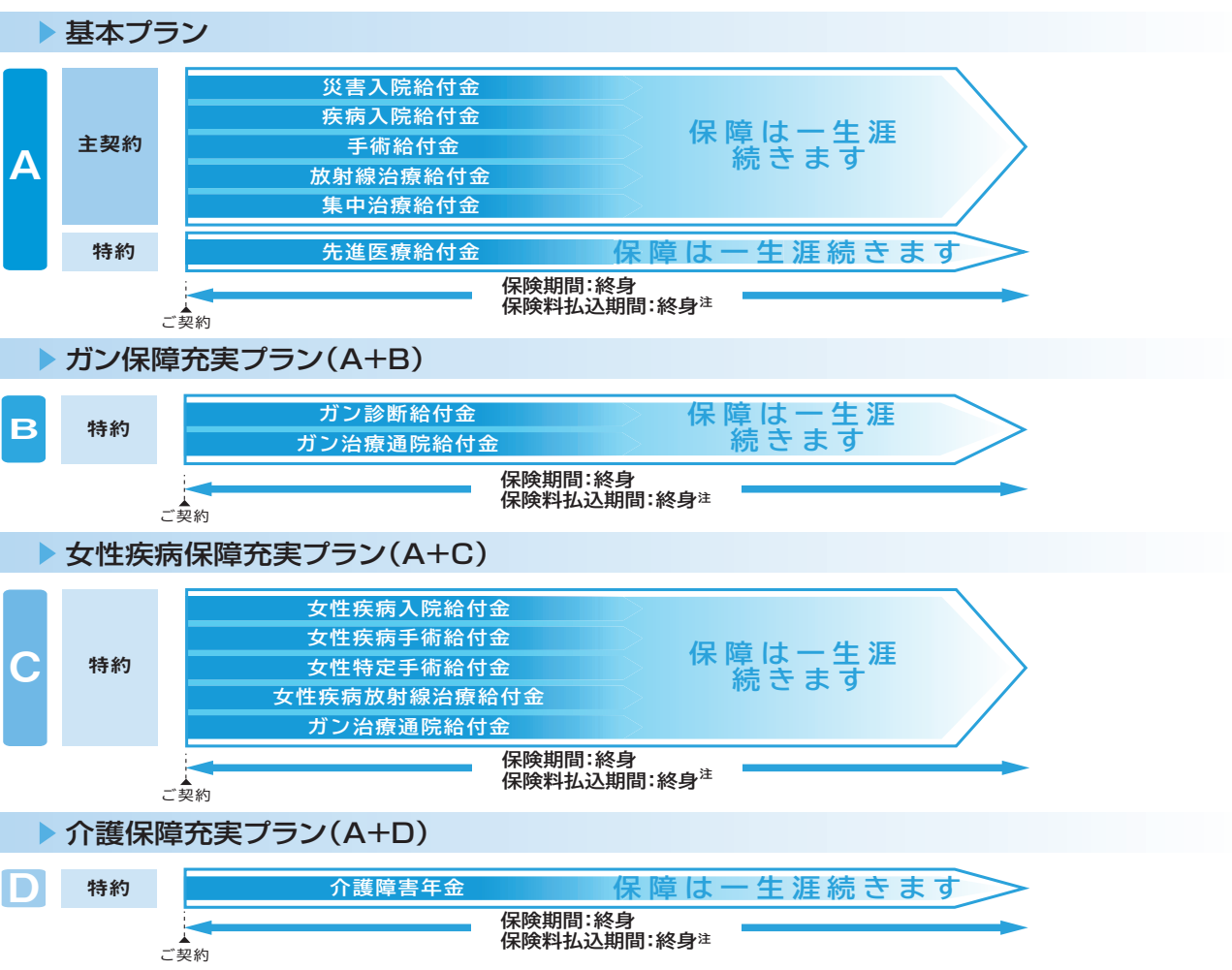
- A

基本プラン
- A + B

ガン保障
充実プラン
- A + C

女性疾病保障
充実プラン
- A + D

介護保障
充実プラン



注 保険料払込期間については、ご契約年齢によっては60歳で保険料のお払込みが満了する「60歳払込満了タイプ」もご選択いただけます。
※具体的なご契約の内容(給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、パンフレットでご確認ください。

3 主契約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

給付金	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払額
災害入院給付金 疾病入院給付金 ①	不慮の事故によるケガで180日以内に1日以上入院されたとき 病気で1日以上入院されたとき	入院5日以内 入院給付金日額の5倍 入院6日以上 入院給付金日額×入院日数
手術給付金 ②	病気やケガで次のいずれかの手術を受けられたとき ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ●約款所定の先進医療に該当する手術	1回につき 入院中の手術 入院給付金日額の10倍 外来での手術 入院給付金日額の5倍
放射線治療給付金 ③	病気やケガで次のいずれかの放射線治療を受けられたとき ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 ●約款所定の先進医療に該当する放射線照射または温熱療法	1回につき 入院給付金日額の10倍
集中治療給付金 ④	入院給付金支払われる入院中に約款所定の集中治療室(ICU)管理を受けられたとき	1回につき 入院給付金日額の20倍

※被保険者が死亡されたとき、解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。
ただし、保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

①災害入院給付金・疾病入院給付金

- 災害入院給付金は、同一の不慮の事故で2回以上入院された場合、継続した1回の入院とみなします。
ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 疾病入院給付金は、同一の病気で2回以上入院された場合、継続した1回の入院とみなします。
ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合、その重複した期間に対しては、次の順位にしたがい、いずれかの入院給付金をお支払いします。
- 三大疾病(ガン・心疾患・脳血管疾患)による疾病入院給付金
 - 災害入院給付金
 - 三大疾病以外の病気による疾病入院給付金
- 支払限度の型については次のとおりです。

支払限度の型			60日型
支払限度日数	災害入院給付金	1回の入院につき	60日
		保険期間を通じて(通算)	1,095日
	疾病入院給付金	1回の入院につき	60日
		三大疾病で入院されたとき	無制限
		保険期間を通じて(通算)	1,095日
		三大疾病で入院されたとき	無制限

②手術給付金

- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、次の手術は手術給付金の **お支払い対象外** です。

- 創傷処理
- 皮膚切開術
- デブリードマン
- 抜歯手術
- 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術

■医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術」を複数回受けた場合、その手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術については、手術給付金を **お支払いできません**。

※該当の手術は医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。

■同一の日に複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

③放射線治療給付金

- 同一の日に複数の放射線治療を受けられた場合、そのうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
- 放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日から60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を **お支払いできません**。

④集中治療給付金

- 約款所定の集中治療室(ICU)管理とは、次の算定対象となる診療行為のことをいいます。
- 救命救急入院料
 - 特定集中治療室管理料
 - 小児特定集中治療室管理料
 - 新生児特定集中治療室管理料
 - 総合周産期特定集中治療室管理料
- 約款所定の集中治療室(ICU)管理に該当しない場合、集中治療給付金の **お支払い対象外** です。
- 〈例〉●ハイケアユニット入院医療管理 ●日本国外での集中治療室管理 等
- 集中治療給付金は1回の入院について1回のお支払いを限度とします。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
- 病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき
 - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料の払込を免除することはできません。
- ご契約者または被保険者の故意によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

各特約は、各4つのプランに応じて主契約に付加してご契約いただきます。

先進医療特約(無解約返戻金型)

給付金	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払額
先進医療給付金	病気やケガで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	●先進医療にかかわる技術料 ●約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円を限度)

- 先進医療給付金は、保険期間を通じて2,000万円を限度とします。
- 先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養に

規定する先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

■医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外となります。

女性疾病給付特約（無解約返戻金型）		
給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
女性疾病入院給付金①	約款所定の女性疾病で1日以上入院されたとき	入院5日以内 女性疾病入院給付金日額の5倍 入院6日以上 女性疾病入院給付金日額×入院日数
女性疾病手術給付金②	約款所定の女性疾病で主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられたとき ただし、女性特定手術給付金を支払われる場合を除きます。	1回につき 入院中の手術 女性疾病入院給付金日額の10倍 外来での手術 女性疾病入院給付金日額の5倍
女性特定手術給付金③	次のいずれかの手術を受けられたとき ●乳ガンで主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の乳房の観血切除術 ●上記の乳房の観血切除術を受けた乳房について、約款所定の乳房再建術 ●病気やケガで主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の子宮摘出術または卵巣摘出術	1回につき 女性疾病入院給付金日額の30倍
女性疾病放射線治療給付金	約款所定の女性疾病で、主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を受けられたとき	1回につき 女性疾病入院給付金日額の10倍

①女性疾病入院給付金

■同一の病気で2回以上入院された場合、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

■支払限度の型は主契約の「支払限度の型」と同一になります。

支払限度の型			60日型
支払限度 日数	女性疾病 入院給付金	約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血の治療以外の女性疾病で入院されたとき	1回の入院につき 60日
		保険期間を通じて（通算）	無制限
		約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血の治療で入院されたとき	1回の入院につき 無制限
		保険期間を通じて（通算）	無制限

②女性疾病手術給付金

■同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ女性疾病手術給付金をお支払いします。

③女性特定手術給付金

■女性特定手術給付金は保険期間を通じて、次のお支払いを限度とします。

- 約款所定の「乳房の観血切除術・乳房再建術」「卵巣摘出術」を受けられた場合は、各乳房・各卵巣につき1回
- 約款所定の「子宮摘出術」を受けられた場合は1回

■同一の日に女性特定手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうちいずれか1つの手術についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。

ただし、女性特定手術給付金の支払限度は、それらすべての手術について女性特定手術給付金支払われたものとみなします。

ガン診断給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき ●ガン給付責任開始期 [※] 以後に初めてガンと診断確定されたとき ●ガン診断給付金支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金額

■ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、2年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

■ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものと、ガン診断給付金をお支払いします。

注 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン治療通院給付金	ガン給付責任開始期 [※] 以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院されたとき	主契約の 入院給付金日額×通院日数

■次の期間（支払対象期間）中の通院についてお支払いします。

- 初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
- 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間
 - ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ガンの治療を目的として入院されたとき[※]

※最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。

■次の通院については**お支払い対象外です**。

- 検査や経過観察のための通院
- 美容上の処置による通院
- 治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入、受取りのみの通院
- ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等

■1日に2回以上通院された場合、1回の通院とみなします。

■主契約または特約から入院給付金が支払われる場合、入院給付金のお支払対象となる日についてはガン治療通院給付金を**お支払いできません**。

注 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

終身介護保障特約（無解約返戻金型）

年金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
介護障害年金	病気やケガで次のいずれかに該当されたとき ●公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ●満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ●約款所定の高度障害状態になったとき	介護障害 年金額

年金種類	介護障害年金のお受け取りについて
5年確定年金	お支払回数は5回です ●第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。

■第1回の介護障害年金のお支払事由に該当したときは、以後のこの特約の保険料のお払込みは不要です。

5 ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について

■ガン診断給付特約（無解約返戻金型）、ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）のガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）は次のとおりです。

次のいずれか遅い日からガンに関する保障を開始します。

- ①責任開始日[※]からその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ②被保険者に関する告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

告知日 申込書受領日

90日間 60日間

保障の開始（責任開始期） ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）

注「申込書受領日」または「告知日」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。

この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が告知時以前からガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）までの間にガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いします。

〈ガン診断給付特約（無解約返戻金型）・ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）〉

特約は**無効となり**、ガン診断給付金・ガン治療通院給付金は**お支払いできません**。

この場合、既に払い込まれた特約保険料はお戻しします。

※告知時以前にご契約者または被保険者のいずれかがその事実を

知っていた時は既に払い込まれた特約保険料は**お戻ししません**。

7 解約返戻金について

〈主契約〉

保険料払込期間中に解約された場合は**解約返戻金はありません**。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約（60歳払込満了タイプ）において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（入院給付金日額の10倍）をお受け取りいただけます。

〈特約〉

各特約には保険期間を通じて**解約返戻金はありません**。

8 配当金について

主契約・特約とも**契約者配当金はありません**。

9 主契約および特約のお支払いできる場合(お支払事由)の変更について

法令等の改正による公的医療保険制度・公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て給付金等のお支払事由を公的医療保険制度・公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

10 お問い合わせ先

■生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 通販デスクへご連絡ください。

お問い合わせ先	三井住友海上あいおい生命 通販デスク
	TEL 0120-506-252 （無料） 受付時間 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日・年末年始を除きます）

■三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

注意喚起情報 ～ご注意いただきたい事項～

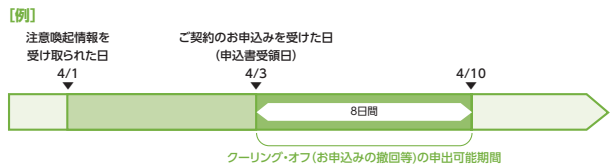
低・無解約返戻金選択型医療保険
(払込期間中無解約返戻金型) 無配当(60日型)

- この **注意喚起情報** は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に **契約概要** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申込みください。

1 クーリング・オフ お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

■お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面^注を受け取られた日」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて **8日以内であれば**、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合、すでにお申込みいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注 この書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。



- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。この場合、書面には次の事項をご記入ください。
 - 申込者等の氏名（自署）
 - 住所、電話番号
 - 申込番号
 - お申込みの撤回等をする旨
- 次の場合、お申込みの**撤回等はできません**。
 - 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき

2 健康状態等の告知 健康状態やご職業等についてありのままに正確に もれなくお知らせ（告知）してください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。

告知受領権について

- 告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 社員
 - 代理店
等

お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
 - 給付金等のご請求の際
 - 保険料のお払込みの免除をご請求の際

傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引受けできないことや「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

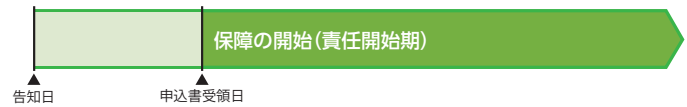
告知の内容が事実と相違する場合について

- 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。この場合、次のとおりお取扱いたします。
 - 給付金等をお支払いする事由が発生していても、給付金等をお支払いできません。
 - 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料のお払込みを免除できません。
 - お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。ただし、給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合^注には、ご契約または特約を**解除することがあります**。
- 注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

- 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた**保険料はお戻しできません**。※生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

3 保障の開始（責任開始期） 保障は「お申込みを受けた時」、「告知の時」の いずれか遅い時から開始します。

- 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、次のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
 - お申込みを受けた時（申込書受領日）
 - 告知の時（告知日）
- なお、ガン診断給付特約（無解約返戻金型）、ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）のガンに関する保障の開始は、ご契約後、一定期間を経過した後に保障を開始します。詳細は **契約概要** ・ **ご契約のしおり（抜粋）** をご確認ください。



- 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契

約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。

- ご契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

4 保険料のお払込み等 保険料は、期間内にお払込みください。

保険料の払込猶予期間について

- 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払込みについて

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、その**ご契約は無効となります**。この場合、次のとおりお取扱いたします。
 - お支払いする返戻金はありません。
 - 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - 次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約
- （第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です）

保険契約の失効・復活等について

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合、**ご契約は失効します**。
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

5 給付金等をお支払いできない場合 給付金等をお支払いできない場合があります。

- お支払事由に該当しない場合
 - 責任開始期（復活の場合は復活日）前の病気や不慮の事故を原因とする場合
 - 「入院」、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合
等
- 給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合
 - 責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
 - 受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生
等
- 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険契約のお申込みや復活等の際に、給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合
- 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合
- 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約と解約返戻金 解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約（60歳払込満了タイプ）において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（入院給付金日額の10倍）をお受け取りいただけます。

- 各特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

7 保険会社が経営破綻した場合等 保険会社の業務または財産の状況の変化、または 経営破綻により、給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

8 新たな保険契約へのお申込み 現在ご契約の保険契約を解約・減額等をする ことを前提に、新たな保険契約へのお申込み をされる場合、不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約の**お引受けができないことや**、その告知がされなかったためにご契約が**解除・取消となることもあります**。
- ※ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の「告知の内容が事実と相違する場合について」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、給付金等のお支払いができません。
- また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、**給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります**。

9 給付金等のご請求 給付金等のご請求の際はすみやかに 三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

- ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、申込書類受領後にお届けする **「ご契約のしおり・約款」** ・ **「三井住友海上あいおい生命ホームページ」** (<http://www.msa-life.co.jp>) に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 通販デスクへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 通販デスクへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 通販デスクへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、給付金等をお支払いします。ただし、この書面の「**給付金等をお支払いできない場合**」に記載している約款の定めにより給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

給付金等の代理請求

10 代理人が給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。

- 次の場合、受取人またはご契約者に代わって代理人が給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - 受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとき
 - ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

お問い合わせ先

11 保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 通販デスクへご連絡ください。

	三井住友海上あいおい生命 通販デスク
お問い合わせ先	TEL 0120-506-252 （無料） 受付時間 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

	一般社団法人 生命保険協会
お問い合わせ先	ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/

銀行等が生命保険募集人となる場合

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。
- この保険の保険料に充当するために、銀行等からの借入を前提として申し込まれた場合はご契約のお引受けはできません。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

ご契約のしおり（抜粋）

低・無解約返戻金選択型医療保険
(払込期間中無解約返戻金型) 無配当(60日型)

- この **ご契約のしおり（抜粋）** は、申込書類受領後にお届けする **「ご契約のしおり・約款」** の中から、お客さまにとって特に大切と思われる部分をまとめています。申込書等にご記入される前に、是非ご一読いただき内容を十分ご確認ください。
- この **ご契約のしおり（抜粋）** は、お申込みいただく時期によっては約款の改定等により内容が変更となる場合もございます。申込書類受領後 **「ご契約のしおり・約款」** をお届けしますので、再度ご契約内容をご確認ください。また、事前に **「ご契約のしおり・約款」** の送付をご希望の場合は、三井住友海上あいおい生命通販デスクにご連絡ください。

1.お願いとお知らせ

- **個人情報の取扱いについて**
保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きください。
 - 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - ・ 保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
 - ・ 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
 - ・ その他保険に関連・付随する業務また、三井住友海上あいおい生命およびMS&ADインシュアランスグループ各社は、本保険契約に関する個人情報を本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。
 - 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&ADインシュアランスグループ各社、募集代理店、医師、面接士、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下、「委託先」といいます。）に委託しております。
 - 三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。
 - ※ 医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。
 - 三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報再保険会社に提供することがあります。
 - 三井住友海上あいおい生命およびMS&ADインシュアランスグループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。
- 三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスやMS&ADインシュアランスグループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ** (<http://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。
- **保険契約等に関する情報の共同利用について**
 - 三井住友海上あいおい生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、三井住友海上あいおい生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。
 - **「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について**
 - **お客さまのご契約内容が登録されること**があります。
 - 三井住友海上あいおい生命は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）、とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）、のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）、のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、三井住友海上あいおい生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
 - 保険契約等のお申込みがあった場合、三井住友海上あいおい生命は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込み等があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受け等またはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきます。
 - なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）、から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
 - 三井住友海上あいおい生命の保険契約等に関する登録事項については、三井住友海上あいおい生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、三井住友海上あいおい生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、三井住友海上あいおい生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、三井住友海上あいおい生命通販デスクまでお問い合わせください。

【登録事項】
① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住 所（市・区・郡までとします。）
② 死亡保険金額および災害死亡保険金額
③ 入院給付金の種類および日額
④ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
⑤ 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

- **「支払査定時照会制度」について**
保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただきますことがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本共済共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）、とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）、の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）、の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、三井住友海上あいおい生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）、のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）、があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 三井住友海上あいおい生命が保有する相互照会事項記載の情報については、三井住友海上あいおい生命が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、三井住友海上あいおい生命の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、三井住友海上あいおい生命の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、三井住友海上あいおい生命通販デスクまでお問い合わせください。

【相互照会事項】
次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。
(1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
(2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（上記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします）
(3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

- **ご契約のお申込みについて**
 - ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、自署・捺印をお願いします。
- **生命保険募集人について**
 - 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則

としてご契約内容の変更等に対する三井住友海上あいおい生命の承諾が必要になります。

三井住友海上あいおい生命の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例 ・ご契約の復活　・特約の中途付加　等

それぞれの内容については、申込書類受領後にお届けする

「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命通販デスクまでご連絡ください。

■三井住友海上あいおい生命の組織形態について

●保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、三井住友海上あいおい生命は株式会社です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはありません。

■受取金額と払込保険料合計額の関係について

●保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、給付金等のお受取金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

2. 給付金等のお支払いについて

■給付金等のお受取り等の手続きについて

給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生したとき、被保険者が死亡されたときは、ただちに三井住友海上あいおい生命にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

●給付金等のお支払事由が生じましたら、ただちにご連絡ください。長期間経過しますと、お支払い等に支障をきたす場合もありますのでご注意ください。

●給付金等のお支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命通販デスクにご連絡ください。

(注) お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定(承諾)する前に給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、給付金等をお支払いします。ただし、下記「給付金等をお支払いできない場合について」に記載している約款の定めにより給付金等をお支払いできない場合(お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等)を除きます。

●給付金等は、すべての必要書類が三井住友海上あいおい生命に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
●お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、給付金等を5営業日以内にお支払いできないことがあります。この場合、確認事項に応じた約款所定の期日内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者・被保険者・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認等に応じただけなかった場合、三井住友海上あいおい生命はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	すべての必要書類が三井住友海上あいおい生命に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内
上記の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以内となる場合があります。	

(注) 給付金等をお支払いする場合に未払込みの保険料があるときは、その保険料を差し引きます。

●給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

■給付金等をお支払いできない場合について

●お支払事由に該当しない場合は給付金等をお支払いすることはできません。

①三井住友海上あいおい生命が保障の責任を開始する前に生じた病気や不慮の事故によるケガを原因とする入院・手術等
②約款に定める事由に当てはまらない入院 ・入院給付金を約款に定めた支払日数の限度まですでにお支払いしている場合 ・治療をともなわない入院の場合(美容整形や人間ドックのための入院) 等
③約款に定める要件に当てはまらない手術 ・公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に手術料の算定対象とされていないもので、かつ先進医療の手術にも該当しない手術の場合 ・公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に手術料の算定対象とされているも、約款でお支払いの対象とならないことが特に定められている次のいずれかの手術の場合 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、抜菌手術、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術
・治療をともなわない手術の場合(美容整形や診断・検査のための手術) 等

(注) 三井住友海上あいおい生命が保障の責任を開始する前に生じた病気やケガを原因とする入院・手術等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限りまず)。

- 責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術等の場合
- お申込みや復活の際に責任開始期前に生じた病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、入

院・手術等の原因となる病気やケガを三井住友海上あいおい生命が知っていた場合

・入院・手術等の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合
ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

●次のような場合には、給付金等のお支払事由に該当しても給付金等をお支払いすることはできません。

保険種類	給付金等	お支払いできない場合	
・低・無解約返戻金選択型医療保険(主契約) ・先進医療特約(無解約返戻金型)	・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金 ・集中治療給付金 ・先進医療給付金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の混酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで(運転免許の効力停止中も含みます)運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、集中治療給付金および先進医療給付金については、上記の①～⑥に加えて被保険者の薬物依存によるとき	
終身介護保障特約(無解約返戻金型)	第1回介護障害年金	次のいずれかにより、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態または約款所定の要介護状態に該当した場合 ①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の薬物依存	次のいずれかにより、約款所定の高度障害状態に該当した場合 ①ご契約者の故意 ②被保険者の故意
低・無解約返戻金選択型医療保険(主契約)	死亡時返戻金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、自殺に際して心神喪失ないこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡時返戻金をお支払いする場合があります。) ②ご契約者の故意によるとき ③死亡時返戻金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)	

●ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)前にガンと診断確定されていた場合
被保険者が「告知時以前」または「告知時からガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)までの間」にガンと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者ごその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱います。
※告知には復活の際の告知を含みます。

<ガン診断給付特約(無解約返戻金型)・ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)>

●特約は無効となり、ガン診断給付金・ガン治療通院給付金はお支払いできません。

●この場合、既に払い込まれた特約保険料(復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた特約保険料)は次のとおりお取扱います。

- 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、ご契約者および被保険者ごともに知らなかったときは、ご契約者にお戻しします。
- 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、ご契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、お戻ししません。
- 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、ご契約者にお戻しします。

●告知義務違反による解除の場合
告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生していても給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

●不法取得目的による無効の場合
ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

●詐欺による取消の場合
ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

●重大事由による解除の場合
重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由や保険料の払込免除事由による給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。(下記③の事由にのみ該当した場合で、死亡時返戻金受取人が複数人のときは、死亡時返戻金のうち、下記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなつて死亡時返戻金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)

重大事由とは
①入院給付金、手術給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
②入院給付金、手術給付金等の請求に関し詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
③ご契約者、被保険者もしくは死亡時返戻金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
④他の保険契約との重複により入院給付金、手術給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがあるとき
⑤この保険を継続することを期待し得ない上記と同等の以下のような事由があるとき
・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき
・ご契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されたとき 等

(注) 1. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」とは、反社会

的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または死亡時返戻金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合
第2回目以後の保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に給付金等のお支払事由が生じても給付金等をお支払いすることはできません。

●第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となる場合
第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱います。

- ①お支払いする返戻金はありません。
- ②無効となつたご契約を元に戻すことはできません。
- ③下記のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間(無効となつたご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となつたご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となつたご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

●戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例
給付金等のお支払事由が次の原因により生じた場合には、お支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険(主契約・特約)の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、その程度に応じ、金額を削減して支払うか、またはその金額の全額をお支払いしない場合があります。

保険種類	給付金等	お支払いできる場合(お支払事由)が次の原因により生じた場合
・低・無解約返戻金選択型医療保険(主契約) ・先進医療特約(無解約返戻金型)	・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金 ・集中治療給付金 ・先進医療給付金	戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
・終身介護保障特約(無解約返戻金型)	・介護障害年金	戦争その他の変乱

●ガン診断給付金をお支払いできない場合
ガン診断給付金がお支払われることとなつた診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に、ガン診断給付金の支払事由に該当した場合は、ガン診断給付金をお支払いしません。

3. ご契約に際して

■健康状態・ご職業等の告知義務について

●生命保険は、多数の人々が保険料を出し合つて、相互に保障し合う制度です。したがつて、かならずしも健康とは申し上げられない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、「告知書」で三井住友海上あいおい生命がおたずねする過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、現在のご職業等について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■告知の方法

●三井住友海上あいおい生命所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。

過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)等、告知書にご記入いただく事項は、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項ですので、書面でお伺いすることにしております。

■告知受領権

告知受領権は三井住友海上あいおい生命および三井住友海上あいおい生命の指定した医師だけが有しています。

次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。 ・社員　・代理店　等
--

■傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

●三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態等なわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。(お引受けできないことや「特定部位不支払」等の特別な条件をつつてお引受けすることもあります。)

■告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、給付金をお支払いできないことがあります

●告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によつて、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

この場合、次のとおりお取扱います。
・給付金等のお支払事由が発生していても、給付金等をお支払いすることはできません。
・保険料の払込免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
・お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。ただし、「給付金等のお支払事由、または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となつた事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いする、または保険料のお払込みを免除することがあります。

〈例〉胃かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。

●このお取扱いは責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内、かつ三井住友海上あいおい生命が告知義務違反の事実を知ってから1か月以内に限ります。
2年経過後でも、解除の原因となる事実により給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合(※)は、ご契約または特約を解除することがあります。
※責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払

いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

●生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、告知をすることをお勧めた場合には、三井住友海上あいおい生命はご契約または特約を解除することはありません。
ただし、生命保険募集人等のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、三井住友海上あいおい生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、三井住友海上あいおい生命はご契約または特約を解除することができます。

(注) なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

- この場合、
- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。
- ・すでにお払込みいただいた保険料はお戻ししません。

■お申込内容等の確認をさせていただくことがあります

●社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容・告知内容等について確認させていただく場合があります。
●給付金等、保険料の払込免除等のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただくことがあります。この場合、給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否等については、その後に決定させていただきます。

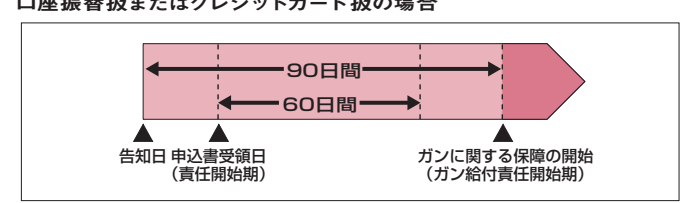
■保障の開始(責任開始期)について

●当社がお申込みいただいたご契約をお引受けすることを承諾した場合には、当社がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

●ガン診断給付特約(無解約返戻金型)、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)のガンに関する保障の開始は次のとおりです。

- ・口座振替扱、クレジットカード扱の場合、次のいずれか遅い日から保障を開始します。
- ①責任開始日からその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ②被保険者に関する告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

●責任開始期およびガン給付責任開始期について図示すると次のとおりです。



●契約日は次の通りとなります。

- ・月払契約のとき
責任開始日の属する月の翌月1日
この場合、責任開始の時から契約日の前日までの間に給付金等のお支払事由が生じたときは、保険期間および年齢は責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば三井住友海上あいおい生命がお支払いする金額と精算します。
- ・年払・半年払契約のとき
責任開始日と同じ日

■保険料の払込方法について

●保険料の払込方法(経路)

保険料のお払込みには次のような方法(経路)があります。

・口座振替扱
銀行等金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。三井住友海上あいおい生命と提携している金融機関のうち、ご契約者が指定された預金口座から自動的に保険料が三井住友海上あいおい生命に振り込まれます。

なお、お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。

・クレジットカード扱
三井住友海上あいおい生命所定の範囲内でクレジットカードを利用してお払込みいただく方法です。お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。

●保険料の払込方法(回数)

保険料のお払込みには次のような方法(回数)があります。

- ・月払
保険料を毎月1回お払込みいただく方法です。保険料をお払込みいただいた後にご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合でも、保険料相当額はお戻しできません。
- ・年払
保険料を毎年1回お払込みいただく方法です。保険料をお払込みいただいた後にご契約が消滅等(死亡・解約・減額等)した場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1カ月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があればお戻しします。
- ・半年払
保険料を半年に1回お払込みいただく方法です。保険料をお払込みいただいた後にご契約が消滅等(死亡・解約・減額等)した場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1カ月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があればお戻しします。

■保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について

保険料のお払込みが遅れますとご契約の効力が失われます。
●保険料のお払込み・払込猶予期間
保険料の払込方法(回数)に応じた期日までに保険料お払込みのご都合がつかない場合は、保険料の払込猶予期間内にお払込みください。(払込猶予期間満了日までは、保障は継続します。)

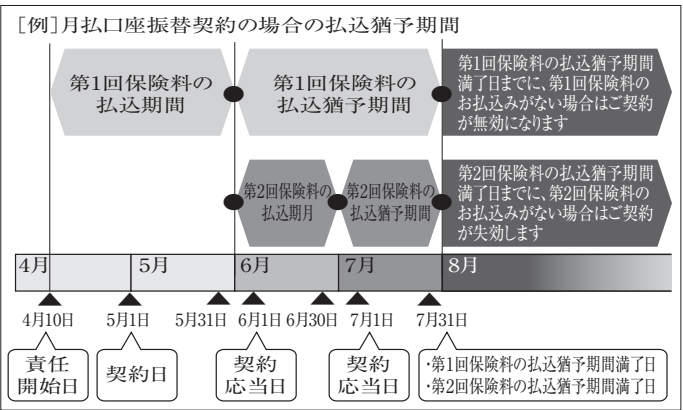
● **第1回保険料のお払込みについて**

	払込期間 (第1回保険料をお払込みいただく期間)	払込猶予期間
月払 年払 半年払	責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

● **第2回目以後の保険料のお払込みについて**

	払込期月 (第2回目以後の保険料をお払込みいただく期間)	払込猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで責任開始期の属する日を契約日とするときは、第2回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込猶予期間満了日まで
年払 半年払	契約日の年単位または半年単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)までただし、払込期月の契約日の応当日が2月6月11月の各末日の場合は、それぞれ4月8月1月の各末日まで

(注)保険料の払込方法(回数)を変更された場合は、払込猶予期間もそれに応じて変わります。



- 第1回保険料が払い込まれないことによるご契約の無効
- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いたします。
- ① お支払いする返戻金はありません。
- ② 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- ③ 下記のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
- ・ 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・ 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約
- (第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)
- また、保険料の変更をともなう各種お手続き(入院給付金日額等の減額等)については、第1回保険料のお払込後のお取扱となります。
- ご契約の失効
- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間内に第2回目以後の保険料のお払込みがないと、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

■ **ご契約の復活について**

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

● **手続きの内容**

- ・ 復活請求書を提出していただきます。
- ・ 復活に必要な保険料を一括してお払込みいただきます。
- ・ 健康状態等について改めて告知していただきます。

(注) ・ ご契約を解約された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。(三井住友海上あいおい生命が復活をお断りすることがあります。)

- ・ また、告知いただいたことがらが事実と相違していた場合、給付金等をお支払いできないことがあります。

■ **契約者配当金について**

- この保険には、契約者配当金はありません。

4.ご契約後について

■ **保険料のお払込みが困難になられたとき**

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約をご継続できる方法があります。

- 給付金日額等の減額

給付金日額等を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。(三井住友海上あいおい生命所定の給付金日額等を下回る場合等はお取扱いきません。)

- 特約の解約

ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料を少なくする方法です。(この場合、解約された特約の保障はなくなります。)

■ **解約と解約返戻金について**

- ご契約の長期継続をおすすめします。

・ ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障等にお役にたつ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。

- 解約返戻金について

- ・ 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・ 効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

- 解約について

- ・ やむを得ずご契約を解約される場合には、三井住友海上あいおい生命通販デスクへお申し出いただき三井住友海上あいおい生命所定の書類をご提出ください。この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- ・ 解約返戻金は、すべての必要書類が三井住友海上あいおい生命に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- ・ 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金はご契約の種類、経過年(月)数等によって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・ 第1回保険料のお払込み前のご契約には、解約返戻金はありません。

【低・無解約返戻金選択型医療保険に関するご注意】

払込期間中無解約返戻金型の場合、保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、全ての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(入院給付金日額の10倍)をお受け取りいただけます。
※各特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

- ・ 解約返戻金は口座振替の方法でお支払いします。

■ **被保険者によるご契約者への解除請求について**

- 被保険者をご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。(保険法第58条、第87条より適用)

- ① ご契約者または給付金等の受取人が、入院給付金、手術給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ② 入院給付金、手術給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③ その他、ご契約者または給付金等の受取人に対する被保険者の信頼が損なわれ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

■ **こんなときは、ただちにご連絡ください**

- 次のようなときには、三井住友海上あいおい生命通販デスクにご連絡ください。

- ・ 保険料の振替口座を変更したい
- ・ 保険料の払込方法を変えたい
- ・ 保険料をまとめて払い込みたい
- ・ 保険料の払込みが困難になった
- ・ 給付金等を請求したい
- ・ 保険証券を紛失した
- ・ 解約したい
- ・ ご契約者が死亡した
- ・ 死亡時返戻金受取人が死亡した
- ・ 姓が変わった
- ・ 名前を変えた
- ・ 引っ越しして住所が変わった
- ・ 町名・番地が変わった

● **お願い**

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。
- 保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保管してください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

通販デスク TEL:0120-506-252 (無料)
受付時間 月～金 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>